

第8回柏市農業委員会総会議事録

1 令和4年3月9日(水)柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 別館4階 第5会議室 午後2時00分

3 出席した委員は次のとおりである。

<農業委員>

1番	金子	幸司	2番	酒卷	寿雄
3番	遠藤	秀生	4番	大宮	茂男
5番	成嶋	君美	6番	飯野	文夫
7番	坂巻	洋行	8番	石井	マサ子
9番	岡田	英夫	10番	寺島	和彦
11番	村越	等	13番	谷田	貝和代
14番	平川	徹	15番	染谷	茂
16番	山崎	明久			

16名中15名出席

<農地利用最適化推進委員>

17番	友野	博之	24番	関根	勝敏
26番	富澤	英三	27番	林	敏夫

15名中4名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

12番	橋本	英介	18番	小川	克己
19番	栗原	豊	20番	染谷	織恵
21番	大塚	信幸	22番	豊田	佐智子
23番	木村	寿	25番	濱嶋	静
28番	飯田	利明	29番	石井	一美
30番	砂川	晴彦	31番	坂巻	儀治

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

副主幹 原 田 圭 介

副主幹 安 藤 陽 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

- 議案第 1号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その2）

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について
- (4) 利用権の中途解約に係る通知の確認について
- (5) 農地法第4条の規定による許可処分の取消願の送付について
- (6) 令和3年農作業料金・農業労賃について
- (7) 令和3年度利用状況調査の結果について
- (8) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (9) 農地法第5条の規定による許可申請書の取下げについて

(午後2時00分開議)

議長 ただいまより第8回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中15名、推進委員15名中4名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思います。選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

遠藤秀夫委員，大宮茂男委員，よろしく願いいたします。

次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は，第 4 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，坂巻洋行委員長よろしく願いいたします。

坂巻洋行委員長 農地第 4 調査会は，去る 3 月 1 日， 4 日，令和 3 年度第 1 2 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 4 条 1 件，第 5 条 4 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。現地調査については，新型コロナウイルス感染抑止を目的として，会長，事務局職員 2 名，私，坂巻の計 4 名で実施しました。

次に，令和 3 年 1 1 月に開催された第 4 回総会の議案第 1 号から 2 号の 9 件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長にお願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、貸駐車場用地への転用許可申請であります。

申請地は、名戸ヶ谷の畑●筆、●●●㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

警備業を営む法人が、現在施設が手狭なこと、また新規事業所が開設予定であることなどを考慮し、新たな駐車場を探しているため、貸駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画では、乗用車●●台を収容する予定で、申請地内は砂利敷とし、出入口周辺はアスファルト舗装とするものです。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透。出入口を除いた周囲は、既存のコンクリート塀及びブロック塀のほか、コンクリート板及びブロック塀を新たに設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、1番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。
議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。
1番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番について、ご報告します。
調査会資料は、7ページからになります。
本件は、賃貸借による権利設定を伴う仮設道路兼地中管路作業用地への一時転用許可申請です。
申請地は、布施の畑●筆の一部、●●●.●●m²です。
市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。
譲受人は、東京都千代田区に所在する電気事業を営む法人で、申請地周辺の地中送電線工事を進めるに当たり、工事期間中に限って資材置場、施工ヤードを整備する計画に至ったものです。工事終了後は農地に復元します。
計画内容は、申請地を整地の上、土木シート及び鉄板を敷設し、作業用車両及び工事用資材を保管します。土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、周囲はバリケード型フェンスで囲い、隣接農地との境界に土嚢を設置し、土砂等の流出を防止します。

以上の通り、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

成嶋委員 成嶋です。

地中送電線というのは、●●●●●●●●関係の送電線ですか。

坂巻洋行委員長 はい、そうです。

議長 そのほかございませんか。

飯野委員 砂利道になっているけれども、工事が終わったら舗装しますか。そこまでは聞いていませんか。

事務局 そうですね。

議長 その辺は、聞いていないですね。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、11ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う資材置場兼駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、布施の畑●筆、●●●m²です。

市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、スーパーマーケットを営む法人で、現在の施設が手狭であるため、市場と現在の施設の中間に位置し、利便性の高い申請地へ、新たに資材置場兼駐車場を整備する計画に至ったものです。

計画では、販売用食品類を保管するほか、普通貨物自動車●台、2トントラック●台の車両計●台を収容する予定で、敷地内は砕石敷きとし、出入口部分のみコンクリート舗装とするものです。土砂等の搬出入は、ありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲はブロックフェンスを設け、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

山崎委員 山崎です。

この場所には何か倉庫のような建物を建てる予定はないんですか。ただ、パレットに置いてシートをかけて置いておくだけという感じですか。

坂巻洋行委員長 聞いてみましたが、代理人の方は、囲う屋根のようなものつけたほうが良いようなことは言っていたらしいのですが、今の店でも置いてあるだけらしいので、ここでも、ただシートをかけるだけで良いのではないかと、申請人は言っているようです。

議長 はい、どうぞ。

飯野委員 食料品を扱う事業者が、このような保管方法で良いのでしょうか。飲料というのは、段ボールに入っているのですか。

事務局 ケースに入った形と聞いております。

飯野委員 ビール瓶のような。

事務局 恐らく、そういったものではないかと。

飯野委員 事業者が良いと言うのであれば、仕方がないですね。分かりました。

議長 委員会としては、食品の扱いについては言えないですね。

事務局 農地転用に関する審査なので。

議長 そのほかございませんか。

酒巻委員 酒巻です。

14ページの計画図の敷地の中に●●アンテナと表示されていますが、これは何でしょうか。

事務局 携帯の基地局アンテナではないかと思います。

既存のアンテナを，そのまま残すということです。

酒巻委員 農地にアンテナが立てられるのですか。

事務局 届出すれば設置できる場合もあります。

酒巻委員 では，電柱も大丈夫。

事務局 そうですね。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，2番を承認いたします。

次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 3番ついて，ご報告します。

調査会資料は，15ページからになります。

本件は，贈与による所有権移転を伴う専用住宅用地への転用許可申請です。

申請地は，布施の畑●筆，●●●m²です。

市街化区域に近接し，10ha未満の区域内の農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は，将来的なことを考慮し，●●である譲渡人の住まいに隣接する申請地に新たに専用住宅を建築する計画に至ったものです。

建築内容は，●●●●建て，建築面積●●●.●●m²，延床面積●●●.●●m²で，●台分の駐車スペースを確保します。

被害防除対策については，雨水は雨水浸透枡を，(汚水・雑排水)は，合併浄化槽を経由した後，道路側溝に放流します。周囲は，既存コンクリートブロック塀及び新設コンクリートブロック塀により，土砂等

の流出を防止します。

以上の通り、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。

成嶋委員 成嶋です。

譲受人と譲渡人、渡し人の前の家ですか。畑のすぐ前、南側の。

坂巻洋行委員長 はい。

議長 入り口は、今の家と一緒にのことです。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長お願いいたします。

坂巻洋行委員長 4番について、ご報告します。

調査会資料は、19ページからになります。

本件は、使用貸借による権利設定を伴う農地造成の一時転用許可申請です。

申請地は、戸張の畑●筆の一部、合計●，●●●m²です。

市が定める農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地であることから、農用地と判断しました。

申請地は、現在路面より低く、水はけが悪く、耕作しにくい状況となっていることから、天地返しの後、盛土することで西側路面と平坦にした上、畑として耕作環境を整備する計画です。

被害防除対策として、雨水は自然浸透。隣接農地と約1.0mの間隔を取ったうえ、申請地の周囲に小堤を設け、のり面には芝吹きつけを施し、土砂等の流出を防止します。

以上の通り、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番について、何か質問はございませんか。

山崎委員 山崎です。

盛土は、どこから運んでくる予定になっていますか。

坂巻洋行委員長 ●●のほうから持ってくるらしいです。

山崎委員 土が残土なのか、それとも砂利が混じったものなのか、それとも山を削ってそのまま持ってくるものなのか、聞かせてください。

事務局 山林という言い方をしていた気がします。

議長 それほど悪くない。

山崎委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

村越委員 村越です。

この方，何を作付する予定なんでしょうか。

坂巻洋行委員長 ネギと白菜を作付ける予定でいます。

議長 よろしいですか。

村越委員 はい。

議長 そのほかございませんか。

飯野委員 戸張の●●●のふちだと思いますが，ここには土地改良の用水管等は通っていませんか。

事務局 近くに確かに通ってはいますが，車が出入りするところの上ではないようです。ただ，土地改良区の区域内に当たるので，4月から9月末までは埋立て等しないようにという意見書を頂いています。

議長 そのほかございませんか。

酒巻委員 酒巻です。

隣の●●さんの田んぼになっているところは，以前，埋めて，隣は全部高くなっています。今回の申請地だけ低い。

坂巻洋行委員長 低いですね。

道路の高さまで高くします。

議長 ここに平らにする訳ではなく，●●さんの土地と間を置いて，V字型に。

酒巻委員 分かりました。

議長 そのほかございませんか。

飯野委員 この●●さんだけでなく、間に残された土地も、●●さんの土地に挟まれている水田もありますね。

議長 たくさんあります。

飯野委員 だから、このように土地改良しないと駄目だと思います。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、4番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案第3号その1につきましては、●●委員が農業委員会等に関する

る法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第3号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が弁天下の田●筆、面積●、●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

続きまして、所有権移転の案件です。

計画番号第1番は、●●に在住の農業者が弁天下の田●筆、面積●、●●●㎡の所有権を移転するものです。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので、承認いたします。

議案第3号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 ご苦労さまでした。
議案の説明がございました。
何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、承認いたします。
議案第3号その2を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
それでは、議案第3号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。
ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。
次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。
事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項について説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

4月4日月曜日、4月5日火曜日が調査会で、4日は午前9時から、5日は午後1時から、別館第5会議室でございます。

担当は，農地第1調査会です。

4月8日金曜日が総会で，午後2時から別館第5会議室でございます。

これをもちまして，第8回柏市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時45分閉会)